

鹿嶋市告示第117号

令和6年度鹿嶋市スポーツ大会出場報奨金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

鹿嶋市長 田口伸一

令和6年度鹿嶋市スポーツ大会出場報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の多様なアマチュアスポーツ活動を奨励するため、全国大会又は国際大会（以下「大会」という。）に出場する者に対し、予算の範囲内で鹿嶋市スポーツ大会出場報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付の対象となる者は、別表に掲げる大会（以下「交付対象大会」という。）に予選大会等を経て、又は県等からの推薦を受けて出場するアマチュアの選手又は団体のうち、次の各号のいずれかに該当する個人（同一の交付対象大会に団体（当該交付対象大会への出場により、この要綱による報奨金の交付を受ける団体に限る。）の構成員として出場するものを除く。以下同じ。）又は団体とする。

- (1) 鹿嶋市に住所を有する個人
- (2) 鹿嶋市内の事業所等に勤務する個人
- (3) 鹿嶋市内の学校に在籍する個人又は団体
- (4) 鹿嶋市内に事務所又は活動拠点を有する団体
- (5) その他特に市長が必要と認める個人又は団体

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金を交付しないものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 実業団のみが出場できる大会に出場する場合
- (2) 学校教育支援事業の対象となる場合
- (3) この要綱と同様の趣旨の補助を他の自治体から受ける場合

(報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、個人にあつては10,000円とし、団体にあつては10,000円にその団体の構成員（市内に在住又は在学若しくは在勤の者に限り、監督、コーチ、マネージャー等を除く。）の数を乗じて得た額（その額が50,000円を超えるときは50,000円）とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限

りでない。

(報奨金の交付回数)

第5条 報奨金の交付の回数は、同一年度において1個人又は1団体につき1回を限度とする。

2 個人又は団体が1つの予選大会等から2つ以上の交付対象大会への出場権を得て出場した場合における報奨金の交付の回数は、出場した交付対象大会の数にかかわらず、1回とする。

(交付申請)

第6条 報奨金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特別な理由のない限り、大会が開催される10日前までに、鹿嶋市スポーツ大会出場報奨金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 出場大会要項

(2) 大会出場登録者名簿

(3) 大会出場の資格を得ていることを証する書類

(交付決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、報奨金を交付することを決定したときにあつては鹿嶋市スポーツ大会出場報奨金交付決定通知書(様式第2号)により、報奨金を交付しないことを決定したときにあつては鹿嶋市スポーツ大会出場報奨金交付申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、特別な理由がない限り、大会に出場した日から起算して30日を経過した日までに、その実績を市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受けた場合

(2) 大会に出場しなかった場合。ただし、主催者の都合により大会が開催されない場合、当日やむを得ない事由により出場できなかった場合は、その限りでない。

(報奨金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により報奨金の交付の決定を取り消した場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

国内で開催される全国大会	国際大会等
全日本選手権大会 国民体育大会 高校総合体育大会 高校選手権大会 ジュニアオリンピック競技大会 日本スポーツ少年団主催大会 その他の全国大会	オリンピック競技大会 世界選手権大会 アジア競技大会 ユニバーシアード競技大会 その他の国際大会